

承認工事と占用工事(その2)

道路局路政課道路利用調整室

「昼食を終えて」

坂上係員

さて、課長にランチをご馳走になってお腹もいっぱいになったことだし、午前中に道路法第二十四条の規定に基づくいわゆる承認工事のことを話したけど、承認工事として取り扱うものと道路の占用として取り扱うものの区別の考え方について、早速勉強してみましようか。

大野係員

は、はい。でもまだお昼休みの最中ですけど・・・。

坂上係員

いいの。日々是勉強よ！それに今日はノー残業デーだから残業できないでしょ。早めに始めましょ。

渡邊課長

おっ！坂上君やる気満々だね。

坂上係員

エンジン全開、ビシビシ行きますよ(ビュン

ビュン)。

大野係員

(物差し振り回してるし・・・)

渡邊課長

まあ大野君、あきらめて解説書の百三十二ページを開いてごらん。水路や通路を設置する場合の取り扱いが説明されているだろう。

大野係員

はい。えーと、「道路を横断して水路を設置する場合には、水管の埋設によるときは、道路の占用として処理し、橋を架設するときは、その工事に対し道路法第二十四条を適用するともに水路の施設を道路の占用として取り扱うべきである。」と書いてありますね。

坂上係員

水管や下水道管などを道路に埋設する場合には、埋設後に路面の復旧を行うけど、それは道路の外形を変えるものではなく、道路法第二十四条にいう「道路に関する工事」には該当しな

いから、承認工事ではなく占用工事として整理されるのよ。それは縦断占用の場合も同じよね。

大野係員

水路を設置するために道路の構造を橋に変更する点に着目して、これを道路の改築に該当するものとしているわけですね。

渡邊課長

そうだね。だから、橋梁を架設してその下に水路を設置する場合には、設置のための工事は道路に関する工事として道路管理者の承認にかからしめ、水路の施設は道路占用許可を受けて設置される占用物件として取り扱うべきとしているんだ。

大野係員

なるほど。このような観点で道路の占用として処理するものと承認工事として処理するものを区別すればよいわけですね。

渡邊課長

その先には、通路の設置についての説明も書いてあるだろう。読んでごらん。

大野係員

えーと、「沿道からの出入りのための通路を設ける場合などには、同様な問題が考えられるが、このような場合には、当該工事の目的及び内容、通路等の使用される状況等に応じ、承認工事若しくは道路の占用として、又は両者が競

合するものとして具体的に判断すべきである。」と書いてあります。

坂上係員

それは、沿道から道路へ出入りするためのに面を埋め立てて通路を設置しようとする場合に、それを占有物件とすべきか、それとも承認工事で処理して道路管理者が管理するものとするべきかについて、判断基準を明らかにしているのね。

渡邊課長

具体的な通路の設置目的や使用方法等から判断して、その通路が道路の一部として道路管理者が管理すべきものであるかどうかを見定める必要があるということだな。

大野係員

どういうことですか？

坂上係員

その通路の設置目的が、専ら特定の者の出入りの用に供するためのものであれば、設置者が排他的にその利益を享受するものになるから、占有物件として取り扱い、その維持管理も占有者が行うことが適当ということですよ。

渡邊課長

例えば、通路が歩道と平行してある程度の延長をもって設置される場合には、事実上歩道の拡張として歩行者が通行する場所にもなり得る

よね。そういった場合には、道路の一部として道路管理者が管理する方が適当だと考えられるよね。要は、道路として必要な施設であるかどうかで判断するということになる。

大野係員

わかりました。道路に関する工事を伴う場合や物件の設置目的、使用状況等を勘案して個別に判断すればいいわけですね。

渡邊課長

そうだね。ところで、承認工事の審査基準が平成六年に本省から通知されているんだけど、一部の道路管理者がこれを硬直的に運用しすぎたために沿道利用の妨げになっているとして過去に問題を指摘されたことがあるんだ。

坂上係員

その審査基準というのは、平成六年九月三十日付け建設省道政発第四十九号の「道路法第二十四条の承認及び第九十一条第一項の許可に係る審査基準について」の別紙―「承認工事審査基準(案)」のことですね。

渡邊課長

そうだね。見ての通り、これはあくまでも(案)であって、一般的な審査基準として示されたものにすぎない。だから、これにあまり執着しすぎると現場の実情にそぐわない場合もあると考えられるので、各道路管理者が地域の特性・状

況等に応じた適正な弾力的運用を図ることが大切なんだよ。さて、私はこれから会議だ。本局に行かなくてはいけなから、帰庁するのは夕方五時頃になると思う。

坂上係員・大野係員

わかりました。

渡邊課長

あつ、そうそう。そういえば駅前でこんなチラシを配っていたよ。近くにカラオケルームが開店したそうさ。今日はノー残業デーだし、どうだい、みんなではーつと行こうか。

大野係員

いいですね。行きましようよ、坂上さん。

坂上係員

今日はダメ。何のために昼休みからお勉強を始めたと思ってるの。今夜は大事な用事があるの。

大野係員

何の用事ですか？

坂上係員

な・い・しよ。うふっ(赤面)。

渡邊課長

(今夜は歌いたかったんだけどなあ……。かみさんと行こうかな……。)

(この項終わり)